事業者排出量削減計画書

(新規・変更)

(あて先) 京都府知事	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。配名押印又は ダイワボウマテリアルズ株式会社
京都府舞鶴市高野由里82	取締役社長 松井 正勝
	電話 0773 - 76

京都府地球温暖	化対策条例第18条第1項(第1	8条第2項、第18	条第3項) の規定	により提出し	ます。	14868		
特定事業者の 主たる業種	繊維工業							
該当する事業 者要件	 ▽ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) ▽ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上) □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上)) 							
計画期間	引 平成 18 年 4 · 月 ~ 平成 20 年 3 月							
基本方針	エネルギー消費効率の改善、 以上のCO2削減を目指す。	廃棄物の発生抑	制、リサイクルの	の推進等環境	に配慮した活動	を推進し、49		
推進体制	工場長を長とする環境管理及び省エネ委員会を設置。月例開催とし、実施計画の進捗を管理していく。							
年度ごとの具	年度 設備、対象、工程等 計 画 内 容							
体的な取組及び措置	18~19 工場製造部門	主要な動力設備につ	ついて省エネを進め、平	P成19年度には3	3.5%の電力削減を	する。		
	18~19 工場製造部門	各工程の機台稼働等	ドアップ、集中操業の実	尾施などにより操 薬	模効率を向上させる。	(5%目標)		
	18~19							
	18~19							
	18~19							
温室効果ガス の排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))		目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))		削減率 (計画) (%)		
	A 事業所等排出区分		6,885 t		6,606 t	-4.1		
	B 輸送車両排出区分	t		t				
	C その他排出区分		t		t			
	排出合計	*1	6,885 t	* 2	6,606 t	- 4.1		
その他の地球 温暖化対策に	対策等の区分	U5. 6	目標年度					
よる温室効果	森林の保全及び整備	取組量等 (整備面積) ha		(二酸化炭素換算(t)) (吸収量) t		/		
ガスの削減量	府内産の木材の利用	(利用量)	m³	(削減量)	t	/		
等	自然エネルギーを利用した電 力又は熱の供給		kwh		t			
		(熱供給量)	G.T	(削減量)	t			
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t	/		
	削減量等合計			* 3	t			
	差引排出量	基準年度	度 (実績)	目標年	度(計画)	削減率(計画		
	作出合計-削減等合計)	*1	0,000	(*2)-(*3)	6606.0 t	-4.1		
	1. 当社では、1985年頃より省:		取り組んでおり、	作年度と1990年	度を比較すると、	、電力、燃料消費		
	量ともに45%の減少となって 2. 原単位は20%の低減を達 1990年レベル近くまで落ち込ん 3. 従業員の環境教育、アイド	成していましたが、 でおり、打開策を	溝じている最中で ⁻	t.	による大幅な効果	率ダウンにより、		
	2. 原単位は20%の低減を達 1990年レベル近くまで落ち込ん	成していましたが、 でおり、打開策を	溝じている最中で ⁻	t.	による大幅な効 ^は	率ダウンにより、 -		
	 原単位は20%の低減を達 1990年レベル近くまで落ち込ん 従業員の環境教育、アイド 	成していましたが、 でおり、打開策を	溝じている最中で ⁻	t.	による大幅な効 ³	率ダウンにより、 -		
	2. 原単位は20%の低減を達) 1990年レベル近くまで落ち込ん 3. 従業員の環境教育、アイド 担 当 部 署	成していましたが、 でおり、打開策を	溝じている最中で ⁻	t.	による大幅な効	率ダウンにより、 -		
	 原単位は20%の低減を達) 1990年レベル近くまで落ち込ん。 従業員の環境教育、アイド 担 当 部 署 担 当 舌 氏 名 	成していましたが、 でおり、打開策を	溝じている最中で ⁻	t.	による大幅な効 ³	率ダウンにより、 -		

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 - 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「は、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴いをいいます。
 - をいいます。 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開 ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください